



令和2年度

岩倉市 訪問歯科健康診査

ご自宅で歯科健診が受けられます

まずはご相談ください

対象者

寝たきりや重度の障がい等により、通院による歯科健診を受けることができない在宅療養中の市民で、次のいずれかに該当する人

- ① 節目（20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・65歳・70歳・76歳）歯科健康診査の対象者
- ② 令和2年4月1日以降に要介護4または5に認定された人
- ③ 20歳以上の障がい等がある人

内容

- ① 歯科健診
- ② 口腔機能チェック
- ③ 口腔ケア等の保健指導

※治療を目的とした歯科診療は含みません。



料金

無料

申込方法 歯科健診 の流れ

1 「訪問歯科健康診査」の申し込み

岩倉市保健センターにお申し込みください。

（申請書はホームページからダウンロード可）。

持ち物：介護保険証または障害者手帳、
節目歯科健診受診券（①の対象者のみ）

2 受診券交付

申請を受付後、受診券を後日発行します。

3 受診者等が市内委託歯科医院に直接予約します

市内委託歯科医院に連絡して、訪問日時を決めます。

4 訪問歯科健康診査を受ける

自宅に歯科医師が伺います。